

四日市市議会 議員政策研究会
里山を守る分科会

調査研究報告書

令和4年 11 月 24 日

目 次

1. 調査研究項目 P 1
2. 委員名簿 P 1
3. 調査研究の実施経過 P 1
4. 研究内容について P 2～14
5. 分科会協議のまとめ P 15
6. 本市における太陽光発電設備の規制に関する条例に関する提言 . . . P 15
7. 参考資料 P 16～104

1. 調査研究項目

(1) 調査研究項目

里山の保全を主な目的とした太陽光発電設備の規制に関する条例の調査・検討について

(2) 調査研究項目の具体的内容

平成 24 年 7 月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T 制度）が開始されると、全国で太陽光発電設備の導入が急速に進んだ一方で、施設の設置や運用における不適切な事案や自然環境や防災、景観等の面で周辺地域への配慮が不十分な事例が見られるようになった。

こうした中で、太陽光発電設備の適正な設置と自然環境との調和を図るため、全国的にその設置等を規制することを目的とした条例を制定する自治体が増えてきている。

本市においては、太陽光発電事業に係る国や県の動きも踏まえつつ、太陽光発電施設の設置や運用等についての適切な導入を促すことを目的とした「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」を策定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行しているが、一定の要件を満たせば、施設の設置を認めざるを得ないという状況があることから、貴重な里山の自然を守るため、先進的な条例を制定している自治体について調査研究を行うとともに、本市における条例制定の必要性について検討を行うこととした。

2. 委員名簿

議員政策研究会 里山を守る分科会（12 名）

分科会会長	豊田 政典	副分科会長	平野 貴之
委員	石川 善己	委員	井上 進
委員	太田 紀子	委員	荻須 智之
委員	後藤 純子	委員	土井 数馬
委員	豊田 祥司	委員	日置 記平
委員	樋口 博己	委員	森川 慎

3. 調査研究の実施経過

(1) 令和 4 年 8 月 5 日

- ①分科会会長の互選について
- ②分科会副会長の互選について
- ③当分科会の名称について

(2) 令和 4 年 10 月 7 日

- ①里山保全について
- ②メガソーラーの規制について

(3) 令和 4 年 11 月 1 日

- ①里山保全について
- ②メガソーラーの規制について
- ③太陽光発電設備の規制に関する条例について

(4) 令和 4 年 11 月 11 日

- ①太陽光発電設備の規制に関する条例について

(5) 令和 4 年 11 月 24 日

- ①調査研究報告書について

4. 研究内容について

(1) 里山保全について【資料P17～P37】

※理事者に対する質疑、委員から出された意見

<四日市広域緑の基本計画について>

Q：緑の基本計画の中には様々な制度があるが、現在、市内でどのような取り組みをしているのか。

A：実際の取り組みとしては、市民緑地制度を活用している状況である。

(意見) 重点的に配慮を加える地区を保全配慮地区として設定しているが、方針が漠然としている。緑をどのように守っていくのかという視点が重要であることから、行政として緑地を保全するための制度や維持管理の担い手をどうするのかなどを明確に示してもう少し主体的に取り組んでほしい。

<市民緑地制度について>

Q：活動している団体が高齢や担い手不足を理由に市民緑地の管理が大変になってきていることから、今後も継続していくためにどのように取り組んでいくのか。

A：市民緑地を維持していくためには、人材の確保が課題であり、新規活動団体の掘り起こしのため、今後は企業等へアンケートを実施して市民活動への参加の意向について調査していきたい。

Q：活動団体同士が連携して市民緑地の管理をするという取り組みはしているのか。

A：活動団体から互いに連携して管理を行う仕組みについて提案があったことから、現在は実施に向けて検討している。

Q：市民緑地制度を活用したい土地所有者と活動団体をどのようにつなげているのか。

A：市民緑地として開設するためには、土地所有者と活動団体の意思が一致する必要があることから、土地所有者から維持管理について相談があれば、市民緑地制度について案内している。また、市民団体からの提案に対して土地所有者が応じる場合もある。

Q：市民緑地制度はどのように周知しているのか。

A：地区のまちづくり構想やマスタープランを策定する過程で地域から自然の保全や活用に関する意見もあることから、市民緑地制度を活用していただくようPRをしている。

Q：市民緑地の対象となる土地について都市公園及び他の市民緑地が原則として半径250m以内の距離にないこととなっているが、その規定は必ず適用されるのか。

A：国の街区公園の誘致距離を参考にしているが、原則であり、臨機応変に対応できると考えている。

<「四郷風致地区」にかかる規制について（風致条例等）>

Q：四郷風致地区に太陽光発電施設を設置する場合における緑地率の要件を60%以上としているが、現在の許可基準をより厳しくすることはできないのか。

A：四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下、風致条例）を令和2年3月に改正し、緑地率を条例で定めることができる政令の範囲値（10%～60%）の上限まで引き上げている。

(意見) 現状の風致条例ではこれ以上は厳しく規制できないことから、本市において新たに太陽光発電設備の規制に関する条例を制定することにより、違う方向から規制を強化する必要があると考える。

Q：風致条例で規定する許可基準に違反した場合、罰則を課したり、許可の取り消しはできるのか。

A：風致条例には罰則規定があり、50万円以下の罰金に処するという規定を設けている。また、市内でこれまでに許可を取り消した事例はないが、行政手続に従い、取り消すことは可能である。

Q：四郷風致地区に太陽光発電施設を設置する場合、行為が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないとの要件があるが、どのような判断基準になっているのか。

A：太陽光発電施設については、四日市市景観計画で届け出が必要とされており、周囲の景観に調和したものとなるよう、デザインや色彩等の具体的な景観形成の基準が示されている。

（２）メガソーラーの規制について【資料P38～P87】

＜市内のメガソーラーの事例について＞

環境部から、資料のとおり、四日市市内のメガソーラー発電事業者一覧（発電出力1000kw以上発電事業者）について説明があった。

＜メガソーラーを巡る最新情報について＞

環境部から、固定価格買取制度（FIT）に代わって入札制度（FIP）が新たに導入されたため、電力需要に応じて買取価格が変動して安定しないことから、今後大規模な太陽光発電事業への新規参入がしにくいのではないかと懸念されている。また、1haを超え、伐採が伴う太陽光発電事業については、森林法に基づく林地開発の許可が必要となり、調整池を設けるなどの費用面で事業の採算が取りづらくなることに加え買取価格が下降している最近では、市内での新たなメガソーラーの計画は減少しているとの説明があった。

＜四日市市太陽光発電施設設置ガイドラインについて＞

※理事者に対する質疑、委員から出された意見

Q：四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン（以下、ガイドライン）は、法的な拘束力はあるのか。

A：ガイドラインに法的な拘束力はないが、太陽光発電事業者も地域住民とのトラブルを避けてスムーズに事業を進めたいと考えていることから、現状においては、ガイドラインに従って進めている。

Q：太陽光発電事業地で事故やトラブルが発生した場合、市はどのように把握して対応しているのか。

A：ガイドラインに基づき市と事業者が太陽光事業に関する環境保全協定を締結している場合は、事業者から市に報告があるため、協定の内容に従って対応している。市と協定を締結していない小規模事業の場合は、全ての事案を把握しているわけではないが、管轄である資源エネルギー庁の窓口相談いただくことにより、適切な対応ができると考えている。

（意見）地域住民に損害が発生していても見過ごされてしまっている可能性も考えられることから、市としても状況を十分に把握すべきであり、事故やトラブルが解決するように対応してほしい。

Q：市としてガイドラインだけではなく、太陽光発電設備の設置を制限する条例を制定する必要性についてどのように考えているのか。

A：現状においては、法令遵守や地域とのコミュニケーションなどについては、ガイドラインで一定の役割を果たしていると考えている。里山保全や地域住民と事業者とのトラブル防止のためとはいえ、太陽光発電設備の設置を制限する条例を制定する場合、個人の財産権を侵害するおそれもあることから、慎重に研究する必要があると考える。

＜メガソーラー事業に係る環境保全協定について＞

※委員から出された意見

（意見）ガイドラインに基づき本市と太陽光発電事業に関する協定書を締結した事業者が協定の内容に従い、誠実に対応しているのかについては、性善説が前提となっていることから、希少野生動植物の生育環境の配慮や保全などが適切に履行されていることをしっかり検証する必要があると考える。

(3) 他の自治体の太陽光発電設備の規制に関する条例について【資料P87～P104】

分科会に所属する議員が項目別に研究グループに分かれて他の自治体の太陽光発電設備の規制に関する条例について調査研究を行った。

①【対象地域・対象施設】

※参考となる条例

○宮崎県太陽光発電施設の設置等に関する条例

○山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

○鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例

施設

○宮城県条例第39号 令和4年 より

一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が五十キロワット以上のもの（増設により合計出力が五十キロワット以上となるものを含む。）をいう。

対象地域

○山梨県条例第27号 令和3年 より

第二条

一 太陽光発電施設 （省略 宮城県条例の一 を流用。）

二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。

三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置をし、電気を得る事業をいう。

四 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

五 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

第七条 事業者は、次に掲げる区域（以下「設置規制区域」という。）においては、太陽光発電施設の設置をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林の区域及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている私有林の区域並びに当該区域に準ずるものとして災害の発生を防止する見地から規則で定める区域

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域及び同法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

五 山梨県砂防指定地管理条例（平成十五年山梨県条例第七号）第二条に規定する砂防指定地の区域

六 国、県が指定する崩落危険区域

七 別に定める特定の動植物の生息区域

※特別天然記念物等の希少な動植物として、保護を指定されている動植物。

八 市が定める緑化重点区域 及び保全配慮地区

第十一条 市長は、第八条(申請書の提出について)の規定により設置許可の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設が次のいずれにも該当すると認められるときに限り、設置許可をすることができる。

一 当該設置許可の申請書に係る事業区域に第七条第一号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれにも該当すると認められること。

イ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害(以下「土砂災害等」という。)を発生させるおそれがないこと。

ロ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

ハ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源の 涵養の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

ニ 当該申請書に係る太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設の設置により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

二 事業区域に第七条第二号、第三号及び第五号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、当該申請書に係る太陽光発電施設の設置により、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。

三 事業区域に第七条第四号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。

イ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。

ロ 設置規制区域において想定される土砂災害等による当該申請書に係る太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害、建物若しくは工作物の被害又は交通の遮断のおそれがないことが明らかであること。

四 前三号に定めるもののほか、関係法令の規定に違反しないこと。

2 市長は、設置許可をしようとするときは、当該設置許可に係る事業区域の全部又は一部に対してその区域の自治会及び住民から意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 市長は、設置許可には、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境の保全上及び災害発生の防止上必要な限度において条件を付することができる。

4 国又は地方公共団体が行う太陽光発電施設の設置については、国又は地方公共団体と市長との協議が成立することをもって、設置許可を受けたものとみなす。

5 設置規制区域外の事業区域の全部又は一部が、設置規制区域が変更されたことにより、設置規制区域内にあることとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

6 設置許可(第四項の規定による協議を含む。)は、設置規制区域が変更されたことにより設置許可に係る事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該設置許可に係る太陽光発電施設について第十四条第一項の規定による届出(第四項の規定による協議をしたものにあつては、第十四条第二項の規定による通知)があつたものとみなす。

7 市長は、設置許可をしたときは、その旨を公表するものとする。

○鳥羽市の条例からの加筆提案

抑制依頼地域がより詳細に記述されています。

太陽光発電事業と自然環境等の保全との調和が特に必要と認められる市内の陸域及び海上を含む水域のうち、事業の実施の抑制を事業者に依頼することのできる区域(以下「事業抑制区域」と言う。)は、次に挙げるものとする。

- (1)都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により定めた動向第 7 号の風致地区
- (2)文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (3)文化財保護法第 109 条、同法第 110 条の規定により指定された史跡名称天然記念物または文化財を有する区域
- (4)砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された砂防指定地
- (5)地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (6)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (7)河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項の規定により指定された河川保全区域
- (8)海岸法(昭和 30 一年法律第 101 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された海岸保全区域
- (9)港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 3 項に規定する港湾区域及び同法第 37 条第 1 項の規定により指定された港湾隣接地域
- (10)都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の規定により定められた臨港地区及び港湾法第 38 条第 1 項の規定により定められた臨港地区
- (11)森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条及び同法第 25 条の 2 の規定により指定された保安林
- (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第二項第 1 号に規定する農用地区域
- (13)漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港区域
- (14)三重県水源地域の保全に関する条例(平成 27 年三重県条例第 45 号)第 11 条第 2 項の規定により指定された水源地域及び同条第 3 項の規定により指定された特定水源地域

②【規制手続】

※参考となる条例

- 箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例
- みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例
- 伊万里市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
- 須崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
- かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例

○箕面市

(設置者等の責務)

第五条 設置者、太陽光発電設備の所有者及び管理者並びに事業区域の土地の所有者及び管理者(第十三条第一項において「所有者等」という。)は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然景観を損ない、又は災害若しくは生活環境に係る被害が発生することがないように十分配慮し、住民との良好な関係を保たなければならない。

(禁止区域)

第六条 自然景観の保全のため特に必要と認められる区域においては、次に掲げる太陽光発電設備を設置してはならない。

一 特定太陽光発電設備。ただし、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する建築物、店舗若しくは事務所の用に供する建築物又は市長が特に必要と認める建築物で規則で定める構造要件を満たしたものの屋根の上又は屋上に設置するものであって次条の許可を受けたものを除く。

二 第二条第二項ただし書に規定する屋根の上又は屋上及び前号ただし書に規定する建築物の屋根の上又は屋上以外の場所に設置する太陽光発電設備であって、その出力の合計が十キロワット未満及びその面積の合計が百平方メートル未満であるもの。ただし、道路標識等に附属して設置される太陽光発電設備で規則で定めるものを除く。

2 前項に規定する区域とは、次に掲げる区域をいう。

一 箕面市**都市景観条例**(平成十九年箕面市条例第三十五号)第二十二条に規定する山すそ景観保全地区及び第十一条に規定する山なみ景観保全地区以北の区域

二 **都市計画法**(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する**市街化調整区域**

三 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第二条第三号に規定する**生産緑地**

(設置の許可)

第七条 前条に規定する**区域以外**の区域において特定設置事業を行おうとする設置者及び同条第一項第一号ただし書の規定により特定設置事業を行おうとする設置者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に申請し、**許可**を受けなければならない。

(許可の基準)

第八条 市長は、前条の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる**要件**に適合し、かつ、その申請の手続がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。

一 植栽等により、事業区域からおおむね百メートル以内の規則で定める範囲の距離にある**道路、公園**その他公共の場所から特定太陽光発電設備を**遮蔽**すること。

二 周辺住民に説明を行い、その理解を得て、あらかじめ周辺住民と規則で定める特定設置事業協定書を締結していること。

○みなかみ

2 何人も、みなかみ町において定格出力が2,500キロワット以上又は事業区域の面積が50,000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電設備を設置してはならない。

○伊万里

(抑制区域)

第9条 市長は、次の各号のいずれかの事由により特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域であること。
- (2) 本市を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている区域であること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域であること。
- (4) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域であること。
- (5) 良好な住宅環境が保たれている区域であること。

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(事業の届出)

第10条 事業者は、事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより事業に着手しようとする日の60日前までに必要な事項を届け出て、市長の同意を得なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を届け出て、市長の同意を得なければならない。

(同意)

第14条 市長は、事業者の手續が適切であつて、事業計画が自然環境等の保全上支障がないと認めるときは、事業について同意するものとする。

2 市長は、事業計画について自然環境等の保全上支障が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するとともに、事業計画の変更を求めるものとする。

3 市長は、必要に応じて事業計画に係る自然環境等の保全について伊万里市環境審議会の意見を聴くことができる。

(同意の制限)

第15条 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に存する場合又は関係住民等の理解が得られない場合は、事業について同意しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、関係住民等の理解が得られた事業で、当該事業区域の一部が抑制区域内に存するものについて、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りでない。

○須崎

(説明会の開催等)

第9条 申請予定者は、地域住民等に対し、事業の施行内容、維持管理並びに事業区域の開発工事に伴う環境の変化及び周辺への影響について説明会を開催し、**地域住民等の合意**を得なければならない。

2 前項の説明会は、当該事業に着手しようとする90日前までに行わなければならない。

3 申請予定者は、事業計画について地域住民等から意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

4 前3項の規定は、事業の内容等に変更が生じたときも同様とする。ただし、事業の内容等の変更が軽微で説明を要しないと市長が認めるときは、この限りでない。

○かすみがうら

(協定の締結)

第10条 特定設置者は、前条の通知を受けた太陽光発電設備を設置しようとするときは、太陽光発電設備の運用等及び廃止後の措置に関する**協定を市長と締結**しなければならない。

2 特定設置者は、前項の協定の締結後において、市長から協議の申し出があったときは、速やかに応じなければならない。

③【地域住民等への説明と理解の確保】

※参考となる条例

○高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

○大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例

3. 地域住民等への説明と理解の確保

高崎市においては、特別保全地区を指定するものとしている。

また、複数の市町では、設置する太陽光発電設備の最大出力の規模によって規制をかけている自治体もある。

四日市市では、一定のエリアや規模を定め、以下のような地元との協議の必要性を条例に盛り込むべきと考える。

◎条例素案の参考

以下の、「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」をモデルに提案する。

大津市では、事前に開発エリア隣接の自治会等への事前説明を行ったうえで、協定を締結し市長に報告することとなっております。

また、協定締結が不調になった場合、市長があっせんを行うもととなっております。

この条例を参考に四日市市では、事前周知・地元同意(協定でなくてもいいのではないか)・あっせんの項が必要であると考えます。

「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」

(令3条例31・一部改正)

(事前周知)

- 第9条 申請予定者は、規則で定めるところにより、事業計画の内容について、当該特定事業の事業区域の周辺住民等(以下「周辺住民等」という。)に対しあらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。
- 2 抑制区域内申請予定者は、周辺住民等から事業計画に対する災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地からの意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、[前項](#)の周知の際にこれを周知しなければならない。
- 3 抑制区域内申請予定者は、[前項](#)の期間内に周辺住民等から[同項](#)の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面([次項](#)及び[次条第2項](#)において「見解書」という。)を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。
- 4 抑制区域内申請予定者は、[第2項](#)の意見の申出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。見解書を交付したときも、同様とする。
- 5 抑制区域内申請予定者は、[第3項](#)の協議を行ったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(令3条例31・一部改正)

(意見の調整)

第9条の2 市長は、事業区域及びその周辺地域(以下「関係地域」という。)の災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について周辺住民等と抑制区域内申請予定者との間の意見の調整を行うことができる。

- 2 市長は、[前項](#)の調整を行うときは、[前条第2項](#)の意見及び見解書の内容に十分配慮しなければならない。

(令3条例31・追加)

(協定)

第10条 抑制区域内申請予定者は、関係地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項等について、周辺住民等で構成される地縁団体の長その他規則で定める者と協定を締結するよう努めなければならない。

- 2 抑制区域内申請予定者は、[前項](#)の協定を締結したときは、速やかに当該協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(令3条例31・一部改正)

(紛争の自主的解決)

第10条の2 周辺住民等及び申請予定者([第13条第3項](#)において準用する[第11条](#)の規定による事業計画の変更の許可に係る申請をしようとする者を含む。以下この条及び[次条第1項](#)において同じ。)は、相互の立場を尊重し、紛争(特定事業の実施に伴い、関係地域に生じるおそれのある防災上又は良好な自然環境等の保全上の支障に関して、周辺住民等と申請予定者との間で生じる争いをいう。以下同じ。)が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(令3条例31・追加)

(あっせん)

第10条の3 周辺住民等又は申請予定者は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、[前項](#)の申請があった場合は、あつせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に履行していない者からの申請であるときその他その性質上市長があつせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

3 市長は、[前項](#)の規定によりあつせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

(令3条例31・追加)

【参考】

「高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」

第2章 特別保全地区

(特別保全地区)

第8条 市長は、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定するものとする。

(特別保全地区の指定)

第9条 [前条](#)に規定する特別保全地区は、次のとおりとする。

- (1) 観音山地区 城山町一丁目及び城山町二丁目の全部並びに石原町、寺尾町、乗附町、根小屋町、鼻高町及び山名町の各一部で市長が指定する地区
- (2) 榛名湖周辺地区 榛名湖町、榛名山町、箕郷町柏木沢、箕郷町中野、箕郷町松之沢及び宮沢町の各一部で市長が指定する地区
- (3) 箕郷梅林地区 箕郷町善地及び箕郷町富岡の各一部で市長が指定する地区
- (4) [前各号](#)に掲げるもののほか、次の[ア](#)から[オ](#)までに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する地区

ア 山岳、河川、森林、湖沼、草原等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区

イ 郷土的又は歴史的な特色を有する地区のうち、その地区の周辺的生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区

ウ 地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち、その景観を保全することが特に必要と認められる地区

エ 土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、盛土、切土等の造成行為を制限する必要があると認められる地区

オ 住居の環境を保護すべき地区のうち、住宅密集地等静穏を保持することが特に必要と認められる地区

2 市長は、[前項第4号](#)に規定する地区の指定を行う場合には、[第27条第1項](#)に規定する高崎市再生可能エネルギー発電設備設置審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、[第1項各号](#)に規定する地区の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。この場合において、当該指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

(令4条例18・一部改正)

(特別保全地区の変更及び解除)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、速やかに、特別保全地区の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 [前条第2項](#)及び[第3項](#)の規定は、[前項](#)の場合に準用する。

④【適正管理、事業廃止後の処分、処分費用の確保・積立】

※参考となる条例

○御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例

○結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例

○中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(発電事業に係る事前届出)

第〇条 市内で太陽光発電設備を設置し、これによる発電事業を行おうとする者は、法第9条第1項の再生可能エネルギー発電事業計画(以下「事業計画」という。)の認定の申請又は法第10条第1項の変更認定の申請若しくは同条第3項に規定する法第9条第2項第1号に掲げる事項の変更の届出(第2号において「申請等」という。)をする前に、次の事項について市長に届け出なければならない。

- (1) 設置しようとする太陽光発電設備の設備概要
- (2) 申請等のために作成した事業計画又は変更後の事業計画(土地開発計画、保守点検及び維持管理計画、撤去及び処分計画、必要費用の積立て計画等を含む。)
- (3) 設備設置用地からの排水計画
- (4) 太陽光発電設備の用途廃止後における措置に関する確約
- (5) 地元自治会等に対し前3号の規定その他発電事業に関する説明を実施した旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(太陽光発電設備等に関する維持管理義務)

第〇条 市内にある太陽光発電設備の運営事業者は、当該太陽光発電設備及び事業区域(以下「管理対象設備等」という。)が管理不全な状態とならないように、自らの責任において当該管理対象設備等を適正に管理しなければならない。

(維持管理等に関する報告等)

第〇条 運営事業者は、事業計画に定めた保守点検及び維持管理計画に基づき太陽光発電設備及び設備設置用地の保守点検及び維持管理を適切に行うとともに、その運用状況及び実施内容について年1回市長に報告しなければならない。この場合において、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

2 運営事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震等の自然災害、交通事故、火災等の人為的災害その他の非常事態が発生した場合であって、土砂流出等近隣への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告し、地元関係者に周知しなければならない。

3 前2項に規定する場合のほか、市長は、市内に設置された太陽光発電設備の維持管理の状況について、適宜その管理者に対し報告を求めることができる。

(運営事業廃止後の適正処分等)

第〇条 運営事業者は、事業終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない。

(廃止等にかかる費用)

第〇条 運営事業者は、太陽光発電施設の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

(事業者が所在不明等となった場合における特例)

第〇条 運営事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合には、当該土地所有者が運営事業者と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該再生可能エネルギー発電設備の所有者とみなして、第●条から前条までの規定を適用する。

⑤【実効性の確保、罰則】

※参考となる条例

- 瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
- 北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例
- 大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
- 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
- 西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例
- 兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例
- 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

(実効性の確保、罰則)

○条例で定める届出、協議、同意、許可等の手続の違反行為に対しては、ほとんどの条例は指導、助言及び勧告、さらに条例によっては命令の規定を置いている。また、違反行為があった場合や勧告・命令に従わない場合には、公表するものとしている。

他方、罰則規定を置いているものは少ないが、一部の条例では罰則を定めている。

○罰金については、瀬戸市条例(平成31年3月)が決定通知前に事業着手した者等に対して30万円以下等の罰金を、北杜市条例(令和元年7月)が許可を受けずに事業を行った者、命令違反した者等に対して5万円以下の罰金を、大府市条例(令和2年12月)が決定通知前に事業着手した者等に対して30万円以下等の罰金を、科すとしている。

○過料については、神戸市条例(平成30年12月)が命令に従わない者等に対して5万円以下等の過料を、西脇市条例(令和2年12月)が届出をせず事業を着手した者等に対して5万円以下の過料を、科すとしている。

○なお、都道府県条例では、兵庫県条例(平成29年3月)が届出をせず事業を着手した者等に対して5万円以下の罰金を、山梨県条例(令和3年7月)が許可を受けずに事業を行った者等に対して5万円以下の過料を、科すとしている。

(4) 本市での太陽光発電設備の規制に関する条例制定の検討に向けて（議員間討議）

※条例制定の必要性について

- ・三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの適用を受けないように事業面積を意図的に抑えて申請する事業者への対応が必要であり、本市でも条例を制定することにより、環境アセスメントに代わるような対策を考えることが重要である。
- ・現在の市のガイドラインでは、地域に事業の説明を行うことを求めているが、合意が得られなくても事業ができてしまうことから、協定書の締結を求めるなど地域住民の意思を反映できるような条例が必要である。
- ・自己所有の土地に小規模な太陽光発電設備を設置する場合においても、事前に地域住民への説明を行うなどのルールを整備することについて検討する必要がある。
- ・行政として太陽光発電設備の導入を推進していることは理解しているが、一定の規制をすることも必要であり、現状のガイドラインでは対応できない部分もあることから、条例を制定する必要がある。

※条例を制定する場合に検討すべき内容について（分科会において委員から提案された意見）

【対象地域・対象施設】

- ・原則として発電出力が 50 k w 以上の里山機能を破壊する恐れのある太陽光発電施設を対象とする。
- ・発電出力が 50 k w 未満の場合やその他の地域についても何らかの規制を設けるべきではないか。（例えば、住宅街に設置されている小規模な太陽光発電施設でも近隣に悪影響を与えている、将来的に事業を廃止して管理不全に陥る可能性がある場合等については、地域に対して事前に説明を行う等）

【規制手続】

- ・事業者が国へ F I T 法に基づく事業計画の認定申請をする前に市に発電事業に係る届出を行い、許可を受けなければならないとしてはどうか。

【地域住民等への説明と理解の確保】

- ・地元住民等へ事業について説明するだけでなく、協定書を締結しなければならないとすべきである。（事業計画の内容について、事前周知・地元同意が必要ではないか。）
- ・地域住民と事業者との紛争が自主的な解決に至らない場合、民事の当事者間におけるトラブルに対して行政がどのように関与していくべきかという課題については、今後、検討していく必要がある。（大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例では、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができるとの規定を設けている。本市も当事者間の紛争に対する行政としての関わり方について研究し、できる範囲内で解決に向けて最大限の努力をしてほしい。）

【適正管理、事業廃止後の処分、処分費用の確保・積立】

- ・発電事業に係る事前届出、太陽光発電設備等に関する維持管理義務、維持管理等に関する報告等、運営事業廃止後の適正処分等、廃止等にかかる費用、事業者が所在不明等となった場合における特例などの項目を設けるべきではないか。

【実効性の確保、罰則】

- ・事業者に対して罰則を設定している自治体は少数であり、罰金、過料の内容も限定的であることから、実効性の確保を図るための方策について検討すべきではないか。

5. 分科会協議のまとめ

当分科会では、現在の本市における里山の保全の取り組みやメガソーラーの規制について確認後、他の自治体の太陽光発電設備の規制に関する条例について調査研究を行いました。まず、現在の本市における里山保全は、市民ボランティアの活動が中心を担っているが、支援制度が不足していることから、行政に対して支援制度の強化について積極的に取り組むように要望していく必要があると考えました。次に、本市の貴重な里山の自然を守っていくためには、どうすべきかについて議員会討議を実施した結果、分科会の総意として本市においても、太陽光発電設備の規制に関する条例を制定する必要があるとの結論に至ったことから、現状に応じた効果的な内容となるよう、項目等について検討を行いました。

現在、本市においても、メガソーラー事業により地域住民との不調和や不安の声が上がっているが、現行の法令ではメガソーラーそのものを直接規制することができないことから、大切な里山を守っていくためには、充分とは言えません。全国各地の自治体において太陽光発電設備の規制に関する条例制定は広がってきており、内容に関して様々な視点から構成されていて非常に参考になることから、それらを組み合わせることにより、“全国で最も実効性のある条例“にしていきたいと考えています。

よって、本市における太陽光発電設備の規制に関する条例の制定について、速やかに検討を進め、議会との議論を開始していただくことを強く望みます。

以上を踏まえ、当分科会の総意として取りまとめた「6. 本市における太陽光発電設備の規制に関する条例制定に向けた分科会からの提言」を市長に提出することを提案するとともに、議員各位におかれましても、当報告書の「4. 研究内容について」等を確認いただき、太陽光発電設備の規制に関する条例の必要性について理解を深めていただくことを願い、当分科会の調査研究報告といたします。

6. 本市における太陽光発電設備の規制に関する条例制定に向けた分科会からの『提言』

(提言)

「里山は、防災面や自然環境の保全に不可欠な、昔から市民が親しんでいる貴重な自然であり、未来に残していくべきものである。こうしたことから、市民にとってきわめて大切な里山を、守り残すための太陽光発電設備の規制に関する新条例の制定、このことを心から強く要望するものである。」